

平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会

売店等出店募集要項

1 趣旨

この要項は、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市売店等設置基本計画及び平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市売店等運営要項（以下「売店等運営要項」という。）に基づき、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会（以下「鈴鹿市実行委員会」という。）が行う売店等の募集に関して、必要な事項を定めるものである。

2 出店申請

売店等出店を希望する者は、売店等運営要項の「2 出店申請」に定める提出書類を、提出期限までに鈴鹿市実行委員会に提出すること。ただし、次のいずれかに該当するものは申請することができない。

- (1) 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 従業員として、暴力団員等を使用し、又は雇用している者

3 提出書類

- (1) 売店等運営要項の「2 出店申請」に定める申請書
 - ア 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店申請書（売店等運営要項様式第 1 号）
 - イ 申請者の概要（売店等運営要項添付書類 1）
 - ウ 販売品目及び価格等一覧（売店等運営要項添付書類 2）
 - エ 出店従業員名簿（売店等運営要項添付書類 3）

4 提出期限

平成 30 年 6 月 15 日（金）まで

郵送による申請の場合は、提出期限の消印までを有効とする。

5 申請方法

本要項の「3 提出書類」を提出期限までに鈴鹿市実行委員会へ直接持参、または郵送とする。直接持参する場合は、土曜・日曜・祝祭日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

6 出店者の選定

鈴鹿市実行委員会は、出店者の選定に当たって、申請内容、会場の設置スペース、来場者の

ニーズ及び出店品目のバランス等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、適当であると認めたものを出店者として選定する。

また、鈴鹿市実行委員会は、地元の出店者を優先することとし、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会三重県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、鈴鹿市実行委員会が特に認めること。

7 結果通知

鈴鹿市実行委員会は、出店申請を行った出店者に対して、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等選定結果通知書（売店等運営要項様式第 2 号）（以下「売店等選定結果通知書」という。）にて選定結果を通知する。

8 使用料の納入

鈴鹿市実行委員会から売店等選定結果通知書により選定を受けた出店者は、使用料を所定の期日までに鈴鹿市実行委員会が指定する口座に納入するものとする。ただし、鈴鹿市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。

なお、振り込みに係る手数料は、出店者が負担するものとする。

9 使用料

使用料については、以下のとおりとする。

使用料：1 競技につき、テント 1 張 15,000 円（テント 1 張：2 間×3 間）

10 出店許可

- (1) 鈴鹿市実行委員会は、使用料の納入が確認できた出店者に対し、平成 30 年度全国高等学校総合体育大会鈴鹿市実行委員会売店等出店許可書（売店等運営要項様式第 3 号）（以下「売店等出店許可書」という。）を交付するものとする。
- (2) 出店者が、売店等出店許可書を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、鈴鹿市実行委員会は出店者に使用料を返還しないものとする。

11 売店等の開設時間及び出店期間

開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 1 時間後までとする。ただし、鈴鹿市実行委員会は、競技の進行状況又は業務の実情等に応じて開設時間を変更できるものとする。

また、出店期間については、以下のとおりとする。

- (1) ハンドボール競技
 - 7 月 27 日（金）
 - 7 月 28 日（土）
 - 7 月 29 日（日）
- (2) ソフトテニス競技
 - 7 月 30 日（月）

7月31日(火)

8月1日(水)

8月2日(木)

8月3日(金)

8月4日(土)

8月5日(日)

8月6日(月)

※7月30日及び8月3日については、公式練習と16:00からの開会式のみ

(3) サッカー(男子)競技

8月7日(火)

8月8日(水)

8月9日(木)

8月11日(土)

8月12日(日)

8月13日(月)

(4) 水泳(水球)競技

8月17日(金)

8月18日(土)

8月19日(日)

8月20日(月)

12 出店場所

出店場所は、鈴鹿市実行委員会が指定する場所とする。

13 出店規模

原則として、1区画あたりテント1張(2間×3間)及び、テントウエイト(20kg×8個)を付けることとする。ただし、鈴鹿市実行委員会が特に認める場合はこの限りではない。

14 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食品

原則として売店で調理、加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品表示法に基づく適切な表示がなされたものであること。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

ア 弁当類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、手ふきを添付し、早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもの。

イ パン類及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、包装されたもの。

ウ 飲料水類(乳類を除く)

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

エ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

オ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造・包装されているもので、常温で保存できるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、記念バッジ類

(4) その他、選手、監督、関係者及び一般観覧者等にとって必要なもの。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、関係者と協議のうえ定める。

附 則

この要項は、平成30年4月18日から施行する。